

逗子市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格を設けて行う競争入札は、工事請負契約又は業務委託契約で次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 予定価格が200万円を超える1億5千万円未満の工事請負契約
- (2) 予定価格が100万円を超える業務委託契約

(最低制限価格の算定方法)

第3条 工事請負契約の最低制限価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、その額が、消費税及び地方消費税を除いた予定価格（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする（いずれの場合も1円未満の端数は切り捨てる。）。なお、最低制限価格の算出にあたっては別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
- (5) スクラップ処分費がある場合には、スクラップ評価額等を減じた額

2 工事請負契約のうち前項の規定により最低制限価格を算出し難いもの又は業務委託契約における最低制限価格は、入札参加者のうち入札参加資格を有しない者及び無効な入札を行った者（以下「失格者等」という。）を除き最高額の申込みをした者から順に入札参加者の20%までの者（端数は四捨五入する。）及び最低額の申込みをした者から順に入札参加者の20%までの者（端数は四捨五入する。）を除いた入札参加者の申込み額の平均額を算出し、その額に100分の90を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、入札参加者が5者（失格者等を除く。）に満たないときは、最低制限価格の設定を公告した場合であっても適用しないものとする。

(低入札価格調査基準価格及び最低制限価格調書への最低制限価格の記載)

第4条 前条第2項に該当する工事請負契約又は業務委託契約の場合は、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格調書（逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第57号様式の2）の最低制限価格欄は記載しないこととし、入札調書（同規則第58号様式）の摘要欄に最低制限価格を記載することとする。

(落札候補者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行なわれた場合は、当該申込みをした者を落札候補者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。

(入札の公告)

第6条 最低制限価格制度を適用する入札を実施する場合には、次のことを公告に明示する。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札者は、落札候補者とならないこと。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降の契約に係る入札の公告から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、施行日以降の契約に係る入札の公告から適用する。

別表

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、機器費等
共通仮設費の額	共通仮設費等
現場管理費の額	現場管理費、据付間接費、設計技術費等
一般管理費の額	一般管理費等